

第 8 回浦安市廃棄物減量等推進審議会議事録

1 . 開催日時 平成 15 年 7 月 2 9 日 (火) 午前 1 0 時 ~ 午前 1 2 時

2 . 開催場所 文化会館 中会議室

3 . 出席者

(委 員)

横山会長、服部副会長、前野委員、内田委員、小暮委員、相馬委員、神子委員

風巻委員、大塚委員、小林委員

(事務局)

村瀬部長、黒岩クリーンセンター長、永井課長、上林課長補佐、岡崎係長、峰崎係長、

加藤副主査、吉泉副主査、平林副主査

4 . 議 題

(1) 第 7 回審議会の審議内容確認

(2) 指定袋利用アンケート結果報告

(3) 今後の答申書の作成のスケジュール

5 . 議事の概要

第 8 回審議会

(1) 第 7 回審議会の審議内容確認

【決定事項】

指定袋の規格については、事務局案に各委員の意見を加味して、市民にとってよいものを選んでもらうことで事務局に一任する。

小口排出事業者の事業系ごみを、処理費・収集運搬費相当を徴収し収集する。

(2) 指定袋利用アンケート結果報告について、資料を使い事務局より説明がおこなわれた。

(3) 第 8 回審議会の審議内容

資料の「これまでの審議会経過のまとめ」を使い事務局より、これまでの審議経過及び決定事項の確認説明がおこなわれた。

【決定事項】

次回の審議会に、今までの決定事項を踏まえて、事務局より答申書の骨子、案を示す。その答申案の中に今回審議をおこなった「その他紙製容器包装ごみ」についても組み込み 8 月の審議会において答申案を検討し、それに基づいて 9 月の審議会に答申書を確認作成する日程を進める。10 月に答申書の提出をする。

【審議をおこなった事項】

「その他紙製容器包装ごみ」については、現行の容器包装リサイクル法上の区分が明確でないため非常にわかりづらいこと、又それに伴い分別排出後のリサイクルの行方もよく見えないこと、更にこうした現状を踏まえ容器リサイクル法自体の改正がありえることなどを考え合わせ、この導入にあたっては、市民の分別排出の努力が無駄にならないよう十分な配慮が必要である。

答申書においても、他の3種類の袋とは別に、こうした観点からの配慮を要する旨の記述を盛り込みこととする。

6. 会議経過

事務局より、先に配付している第8回審議会の資料について説明をおこなった。

● 事務局（資料の説明）

(1) (上記、議事概要の) 第7回審議会の審議内容確認。

(2) 今後の答申書の作成のスケジュールについて

前回までに審議会で決定した事項の確認

8月審議会にて答申書案の作成

9月審議会にて答申書の作成

● 会長 指定袋利用アンケート結果報告の資料について事務局より説明願います。

● 事務局（資料を使い指定袋利用アンケート結果の報告を行う。）

燃やせるごみの袋について 週3日間の収集がある場合は、各世帯10リットル若しくは20リットルの袋で足りています。利用のご意見・感想のなかで、収集が中2日間空く日では、20リットルの袋では足りず30リットル、40リットルの袋が必要だとの意見がありました。

燃やせないごみの袋について 20リットルの袋を各世帯使用していただいたところ、1週間の使用で排出された世帯が多かったのですが、2週間で20リットルの袋を使用し排出した世帯もあり、(現行は)1週間に一度収集日がありますので10リットルの袋が必要だとの意見や、おもちゃ等を入れる30リットルの袋も必要だという意見がありました。

その他紙製容器包装ごみの袋について 「30リットルの袋にごみが、何日間で溜まるのか。」という試験的使用をして頂きました。結果は、7日間未満で30リットル3世帯あり30リットル以上の袋の必要性を確認するとともに、30リットルの袋にごみが溜まるのに20日間以上かかる世帯が7世帯あり、1週間に一度の排出なら小さい袋も必要だと思われま

その他プラスチック容器包装ごみについて 使用後確認方法は、その他紙製容器包装ごみと同じ。7日未満の世帯が7世帯あり、30リットル以上の袋の必要性を確認し、ごみが溜まるのに20日以上かかった世帯も5世帯あり、小さい袋の必要性が確認されました。

- 事務局（資料中の「今回の分別をして苦労したことの主なもの」を読んで分別モニターをおこなって苦労があった点等の意見を発表した。）

意見として多かったものは、袋の置き場所確保の苦労と、分別に手間がかかったという意見が多かった。

先日の廃棄物減量等推進委員連絡会の中でも、指定袋が4種類となった場合に、「家の中での置き場所の確保が難しいのではないか。」という意見と、「4種類の袋は数が多くて分別が難しいのではないか。」という意見がありました。

- 会長 これまでの審議経過について、事務局より説明願います。
- 事務局（資料の「これまでの審議経過のまとめ」を使い、第1回審議会から第7回審議会までの経過及び決定事項の確認説明。）答申書を作成する際の骨子となりますので改めて確認願います。
- 事務局 これまで審議会等の中で、「その他紙製容器包装ごみ」の分別内容について理解しづらいとの意見がありました。

事務局としては「その他紙製容器包装ごみ」の他市状況調査や、浦安市におけるリサイクルセンターでの収集後の選別や受け皿についての検討をおこなってきましたが、その中で、現時点では他の3種類の分別物と比較して不透明な点や、将来に向け流動的な面が見えてまいりました。

アンケートにもありましたとおり、排出時に容器包装紙とそれ以外の紙やプラスチックとの区分が判別しづらいとの意見が多く、各自治会から推薦されている廃棄物減量等推進員の連絡会の中でも、家の中での指定袋の置き場所の確保の困難性や、分別についての難しさの指摘がありました。

全国に約3,200の自治体があります。その中で収集方法について指定袋制を実施しているか否かは定かではありませんが、「その他紙製容器包装ごみ」を特定して集めている自治体が約100自治体あります。

これは、全て指定法人ルートという、国が定めた指定法人「容器包装リサイクル協会」を通すルートで再資源化を行っています。国の目的として当初は、この指定法人に納めるルートで年間5,000トン位の「その他紙製容器包装ごみ」を回収する予定でした。しかし、実際は1,000トン位の回収しか出来ていません。それは、「その他

紙製容器包装ごみ」の回収が困難であるという実態の現れです。

また、各自治体担当者としては、「国における『その他紙製容器包装ごみ』の対象品目の区分の仕方に無理があるのではないか。」という率直な意見があるようです。紙はマテリアルリサイクル（原料としての再生利用）し、紙として再生することを目的としていましたが、せっかく回収した紙をサーマルリサイクル（熱エネルギーとしての利用）として熱利用されている部分が多いことが現実であります。

このことを踏まえて、平成 17 年度に国では、容器包装リサイクル法の見直しを行うことが予定されています。紙については、「素材で分け解り易く区別したほうがよい。」という意見が運用のうえで採用される可能性がでてきました。

事務局からは、浦安市の指定袋制の導入について「その他紙製容器包装ごみ」について、ごみ減量・再資源化の目的から実施していただきたいものではありませんが、審議会の答申のなかでは、「その他紙製容器包装ごみ」については、今現在の問題、今後の国の方針の流動的な部分を踏まえ、他の 3 種類の指定袋とは違う意味合いを込めた答申を御一考いただくことをお願いします。

- 会長 「その他紙製容器包装ごみ」の袋については、審議の必要性がでてきました。事務局提案では、答申書作成時に他の 3 種類の袋と違う意味合いを込めることとなります。
- 審議委員 「その他紙製容器包装ごみ」は、何種類に区分されることとなるのか。箱製品、包装用紙の種類ぐらいなのか。
- 事務局 容器包装に関わる紙ということで、審議委員の質問のとおりいろいろな紙の種類があります。それを全て、「その他紙製容器包装ごみ」として、ひとくくりで排出させることに問題があると認識をしています。素材ごとに排出させていないことで、マテリアルリサイクル・再資源化を阻む原因となっていると考えます。
- 審議委員 容器と包装用紙の 2 種類の区分という事ではないのですね。
- 事務局 「その他紙製容器包装ごみ」としては、1 種類の区分で分別収集します。
- 審議委員 紙製容器の中には、内側にアルミ箔が貼ってあるものがあり、紙製容器として排出してよいのか区別するのが難しい。
- 事務局 容器には、製造業者が識別表示をつける義務を課せており、その表示を確認し分別排出します。
- 審議委員 古紙回収事業者として説明します。紙製容器で、内側にアルミ箔張り・油引き・蠟引きの容器では資源にはなりません（紙として、再生利用が出来ない）。現在は、牛乳パックは回収量が多いため専用の再生釜が開発されているので、再生利用

が出来ます。

- 審議委員 生鮮食品等の冷凍保管時に、箱の内側にアルミ箔等の加工をすることにより中の水分を保持し食品を新鮮に保つ技術が発達してきている。このような現状では、内側に加工のある容器が減ることはない。加工されている容器をマテリアルリサイクルする研究が進まなければ再生利用はできない。また、このような容器は燃やすと非常に高温になると聞いている、もし再生利用出来るにしても、釜が駄目になるのではないか。

- 審議委員 「その他紙製容器包装ごみ」は、今現在、公民館等の拠点回収を行っているが量は少量であるため、雑誌にまぜ製紙メーカーに引き渡し再生利用している。

これが平成 17 年度より、「その他紙製容器包装ごみ」が指定袋として一般収集された場合に大量になることが予想される。この場合の処理方法を、古紙回収業者として、製紙メーカーに問い合わせをしているが回答がない。このことも、製紙メーカーと話をしていきたいと考えている。その結果も踏まえて審議したほうがよいと思う。

- 会長 ごみ減量・再資源化の目標からすれば、「その他紙製容器包装ごみ」以外の紙についても、まだ再資源化されていないものが多い状況のなか、「その他紙製容器包装ごみ」にだけ労力を使うことに対しては懸念いたします。

「その他紙製容器包装ごみ」と紙の再資源化については、併せて考えなければならぬものだと思う。

- 事務局 古紙リサイクル現場の貴重な意見が、リサイクル法の整備の段階で充分尊重されなかった部分もあるのかもしれませんが。実際には、アルミ箔が内張りされている紙製容器がベルトコンベヤのラインにのると金属探知機でラインが停止してしまうとの再生メーカーの指摘があったり、洗剤の箱などは粉末が残って化学反応をおこし再生しにくいなどの指摘もありました。

厳密にマテリアルリサイクルを実施するには、どの容器がマテリアルリサイクルに適するかは区分けが必要になるが、現実にはこれ以上、排出者に分別に対する負担を強いることは出来ません。ただ、「その他紙製容器包装ごみ」は膨大な資源であり、分別が目的の指定袋からはずすことはできないと考えますので、現状を踏まえて答申をいただきたいと思います。

- 審議委員 「その他紙製容器包装ごみ」の中には、容器が 3 枚張りで中間にビニールやアルミ箔が入って加工されているものがあり、外見では紙製容器としか見えず判別が出来ない。これは、再生利用の妨げになるのではないか。

- 審議委員 ダンボールの中にも同じようなものがあります。私たちは、仕事で選別し

ているので判別できますが、家庭でごみを排出する人にその判別、分別は無理です。

- 審議委員 私たちの事業で使用している袋は、今まで使用していた袋は 1 枚 17 円でした。しかし、現在技術が発達し、1 枚 27 円の袋という割高ではあっても製品の保存状態が保てる袋が出てきている事業者としては保存ができる後者を使うことが多いが、これはマテリアルリサイクルには即しない袋なのだと思います。
- 審議委員 4 種類分別しても再資源化が出来ないのであれば分別せずに、「燃やせるごみ」の袋に「その他紙製容器包装ごみ」は入れたほうがよい。4 種類分別として平成 17 年度に実施して、再資源化が出来ないのであれば市民を騙すことになる。
- 審議委員 「その他紙製容器包装ごみ」は、4 種類の袋の中からはずしたほうがよい。それは、今後「その他紙製容器包装ごみ」の製品の種類が増え続け、マテリアルリサイクル出来る製品かどうかの判断が難しくなるばかりだからです。
- 審議委員 平成 17 年度から分別は実施するのであるから、暫定処置として内張り加工をしてある容器包装は、リサイクル出来ないため「燃やせるごみ」として排出し、それ以外の「その他紙製容器包装ごみ」を指定袋で収集すればよい。

そして製紙メーカーが、全ての「その他紙製容器包装ごみ」をマテリアルリサイクル出来るようになったら「その他紙製容器包装ごみ」として全て収集する。

- 会長 モニタリングした時に実証されたように、「その他紙製容器包装ごみ」は少なかった。その中から内側に加工された容器を除くと非常に少なくなるのではないか。
- 審議委員 今現在、役所や各公民館等の拠点で回収をおこなっていますが、割合、内側加工された容器は少ない。お菓子の箱やレトルト食品、冷凍食品の箱が多い。

公民館や市役所等の拠点に持ち込む訳ですから、再資源化には意識の高い方が排出していると考えますが、「その他紙製容器包装ごみ」と一緒におこなっている「白色発泡トレイ」の回収箱には、お弁当の食べた残りや使用した割り箸と一緒にトレイを出している人もいます。

「その他紙製容器包装ごみ」の回収箱には、案外、内側に加工された容器は少ない。

指定袋制となった場合、一般収集でこのままの割合となるかはわからないが、内側加工をされた容器等を始めから排出しないようにし、の指定袋を実施する方法がよい。

- 会長 今、紙資源を週 1 回一般収集をしています。量が少ないのであれば「その他紙製容器包装ごみ」をその中で収集する方法も検討する必要があると思われます。

量が少ないのに「その他紙製容器包装ごみ」として選別等のラインを使用する必要はないのではないか。

- 審議委員 「その他紙製容器包装ごみ」の製品の識別表示をたよりに市民は分別する

しかない。識別表示は、内側加工されている容器にも付いているため、市民は分別するが、処理事業者はマテリアルリサイクル出来ないで困るという状況では、この識別表示を容器につけている製造業者を交えて話をしなければ解決しない。

この識別表示は誰が付けさせているのか。

- 事務局 容器包装リサイクル法の中で製造業者に付ける義務を課しています。

指定法人ルートでは、再生利用する目的の基で回収はしていますが、実際に再生利を行っている製紙業者等の話を聞くとまだまだ問題は多いとの事でした。

この問題は、技術的な進歩が解決するでしょうし、先ほど「技術の進歩とともにこの先多くの種類の容器がでてくる。」というお話がありましたが、これを違う観点から見ますと、技術的な進歩により容器製造業者が再生利用し易い容器を製造する流れも出来るのではないかと考えています。

佐倉市は指定袋で「その他紙製容器包装ごみ」の分別収集を実施していますが、担当に確認したところ「1週間に1度の回収で、30リットルの袋が満杯にされ、排出されている。」との事でした。これは、対象の方が毎週排出しているという前提の話だと思われませんが、「その他紙製容器包装ごみ」という分別をしても、その位の量は排出されると思われまます。「その他紙製容器包装ごみ」の分別は、概ね適正な分別排出がなされているが、「その他プラスチック容器包装ごみ」については、お弁当の残飯をそのまま排出してきたりといい加減な排出が多いような話でした。

「その他紙製容器包装ごみ」については、指定袋製の分別を行えば、浦安市においても、それだけの量が排出されると感じました。

先ほど、審議委員から、「『その他紙製容器包装ごみ』の分別収集を実施しても再資源化・再生利用が出来なければ市民を欺くことになり、導入しないほうが良い。」との意見がありましたが、導入予定の2年後の状況が国の法律も含め状況が、加速度的に変化していることが予測され、平成17年度に浦安市が「その他紙製容器包装ごみ」の分別を実施していない場合に、その時点で「その他紙製容器包装ごみ」分別の必要性を認識して次の年に指定袋製の分別実施することは難しいと思われまます。

- 会長 事務局からの説明では、今まで決めた4種類分別については変更はないけれど、「その他紙製容器包装ごみ」については留保付きで行うとの事です。その「留保」がどうしようにするかが問題になります。
- 審議委員 「その他紙製容器包装ごみ」の袋を導入した時に排出する人が困らないように袋等に表示をし、分別を明確にする方法が必要です。技術革新により内側加工の容器等も再生利用できるようになった場合に再度、広報等で周知する必要がある。

- 審議委員 市民には、子供もいれば、高齢者もいる。排出する場合に容器を見ただけでは、内側加工は判別できない。識別表示されていれば、全て排出してしまうだろう。
- 会長 浦安市から国に「正しく明確な識別表示」をするように提案は出来ないか。
- 事務局 廃棄物行政について年に1度、県を通じて国に意見を積み上げる機会があります。その際に現状にあわせて容器包装の識別表示をするように提言をすることができますし、全国都市清掃会議という団体では、実際にその提言を上げています。
- 会長 提言することが可能であれば、是非お願いします。
- 審議委員 「その他プラスチック容器包装ごみ」についてですが、識別表示があっても汚れが落とせない場合「燃やせるごみ」として排出すべきなのであれば、そのことについても何らかの方法をとるように、識別表示についての提言として追加を願います。
- 会長 「その他紙製容器包装ごみ」について指定袋制を導入しますが、分別内容表示の周知徹底をすることが必要になるとの意見がありました。ただ、その分別時において市民への負担が大きいのではないかという危惧と、導入時点前後年において、識別表示等の法律の改正がない場合や、再生利用の技術革新が進まないことも考えられます。
- 審議委員 牛乳パックの排出方法は、『開いて 洗って 乾かして』から回収ボックスに入れることになっています。
「その他紙製容器包装ごみ」についても、まず『開く』という条件をつけて、排出していただければ開いた際に内側に加工が施されている事が判別できます。そのような排出方法と『内側に加工がされている容器等は資源として再生できません。』という事を広報などで啓発すれば、排出者には明確になるのではないかと。
- 審議委員 内側に加工がされている容器は、「燃やせるごみ」として扱う。
- 審議委員 アイスクリーム等の様々な容器についても「紙」の識別表示がされていますが、内側がコーティングされていますので、製紙メーカーが引き取るかどうかは調整中です。
- 審議委員 再資源化の理念としては全て分別しリサイクルするべきですが、現状としては製品加工のための技術は発展したが、その製品をリサイクルする技術革新が追いついていないという問題がある。

この問題については、今日決定しなくてもよいのであれば、次回に持ち越して考えてみたほうがよいと思う。また、これについては、8月(次回)になって解決する問題でもないの、答申の文言等の取りまとめになると思われる。

- 会長 次回に持ち越して検討することとします。また次回の審議会の際に、今までの決定事項を踏まえて、事務局に答申の骨子案を示して頂き検討することになります。

その骨子案の中に今回審議をおこなった「その他紙製容器包装ごみ」についても組み込みんで頂き審議検討をおこなう事とします。

- 会長 答申書の決定作業の進め方を事務局に説明願います。
- 事務局 答申書の作成作業の進め方についてですが、次回 8 月の審議会に事務局より答申案を示します。

それにつきましては、今回の資料で提出してあります「これまでの審議経過のまとめ」の中の 5 番以降の事項を骨子とし、各審議会で出されました審議委員の意見を骨子に結びつけをしたものを答申案として作成しお示しします。

8 月の審議会において答申案を検討して頂き、それに基づいて 9 月の審議会に答申書の最終案を提示して、審議委員に確認を頂いて完成をするという方法を予定しています。9 月の審議会 1 回だけで作業等が間に合わない場合は、9 月に 2 回の審議会を行うこともあり得ます。

9 月の審議会で作成し、10 月の第 1 週を目安に、会長と副会長より市に答申書の提出をお願いいたします。

- 会長 10 月の答申予定については、当初よりの変更なしですね。今までの審議経過のまとめと、次回提示予定の骨子案について意見があれば伺います。

先ほどから審議されている排出者である市民が、分別の際に混乱しないような案を提示して頂けると思います。

- 審議委員 答申の中身について、「その他紙製容器包装ごみ」の問題があまり明解でない形になるのかという事と、小口排出事業者の事業系ごみの収集について処理費・収集運搬費相当を徴収し収集するとの決定はしていますが、料金や収集方法を決定していない状況です。答申内容についてはその程度でよいのか。
- 事務局 平成 17 年度実施より小口排出事業者の事業系ごみの収集について、処理費・収集運搬費相当を徴収し収集するとの決定は審議会でされていますが、具体的な料金や収集体制等については答申後の検討になります。
- 審議委員 事業系のごみの有料化については、浦安市の中で決定できる事であり、小口排出事業者については本来、事業者の責務として事業活動に伴ってでた廃棄物の処理は自らがしなくてはいけない事なので先に決定していったほうがよい。
- 会長 前回の審議会で、事業者代表の審議委員からも決定事項に従うとの意見もありました。今回の答申には、これまでの審議会の決定事項を盛り込み、具体的な収集体

制等の内容については次召集の審議会にて早急に検討をしていくことになります。

- 会長 次回の審議会です事務局より答申案を提示して頂き、具体的な審議をおこないま
す。
- 事務局 次回審議会は、8月26日(火)の予定です。

7. 傍聴者 0名